

# 保安3法事務連携機構 おおさか からのお知らせ

「保安3法事務連携機構おおさか」とは、大阪府からの権限移譲を受けた高圧ガス保安法などの事務を円滑かつ効率的に処理するため、府内消防本部が参画して設立した組織です。

## 法令小嘶

先日、エアゾール充てん工場において、LPGの廃棄中に事故が発生しました。今回は、同様の事故を防ぐためにも高圧ガスの廃棄についてお話をさせていただきます。

事故の概要は、当該工場において、従業員Aさんが充てん用フレキシブルホース内の残留ジメチルエーテル臭を次の充てん準備のため除去しようと、LPGを用いてバージ（放出）していたところ、別作業の従業員Bさんが操作するフォークリフトが接近してきました。バージ作業に気付いた従業員Bさんはフォークリフトをその場から離すためバックギアにシフトした際、バージしたガスに着火して火災が発生し従業員Bさんは、軽傷（火傷）を負われました。

今回のように、バージのため高圧ガスを大気放出することは、高圧ガス保安法において、高圧ガスの廃棄に該当します。

高圧ガスの廃棄について、高圧ガス保安法では次のように定められています。（今回は液化石油ガス保安規則を記載します。）

### 液化石油ガス保安規則（抜粋）

（廃棄に係る技術上の基準に従うべき高圧ガスの指定）

**第五十九条** 法第二十五条の経済産業省令で定める高圧ガスは、液化石油ガスとする。

（廃棄に係る技術上の基準）

**第六十条** 法第二十五条の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 廃棄は、容器とともにに行わないこと。
- 二 廃棄は、火気を取り扱う場所又は引火性若しくは発火性の物をたい積した場所及びその周囲八メートル以内を避け、かつ、通風の良い場所で少量ずつすること。
- 三 廃棄を継続かつ反復してするときは、液化石油ガスの滞留を検知するための措置を講じてすること。
- 四 廃棄した後は、バルブの損傷を防止する措置を講ずること。
- 五 充てん容器等、バルブ又は配管を加熱するときは、次に掲げるいずれかの方法により行うこと。
  - イ 熱湿布を使用すること。
  - ロ 温度四十度以下の温湯その他の液体（可燃性のもの及び充てん容器等、バルブ又は充てん用枝管に有害な影響を及ぼすおそれのあるものを除く。）を使用すること。
- ハ 空気調和設備（空気の温度を四十度以下に調節する自動制御装置を設けたものであつて、火気で直接空気を加熱する構造のもの及び可燃性ガスを冷媒とするもの以外のものに限る。）を使用すること。

今回の事故では、液化石油ガス保安規則第60条第2号で禁止されている火気の近くで放出（廃棄）していたため、放出していたLPGがフォークリフトの何らかの着火源により引火し火災となったものと推定されます。

皆様方も、高圧ガス（特に可燃性・毒性ガス）の廃棄につきましては、廃棄の技術上の基準に従い、安全に行っていただきますようお願いします。

# 「放置ボンベ撲滅」の取組成果について (平成 27 年度)

保安 3 法事務連携機構おおさか

高圧ガスボンベを放置していませんか？



## はじめに

平素は、高圧ガス保安行政の推進にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

今回は大阪府内全消防本部で構成する「保安 3 法事務連携機構おおさか」で取り組んでいます「放置ボンベ撲滅」の平成 27 年度中の成果についてお知らせします。

「放置ボンベ」とは、路上や空地に投棄されたものや事業所内で使用されずに放置されている高圧ガス容器のことをいいます。特に、長い間屋外で雨風にさらされたボンベや湿気の多い場所に放置されたボンベは、容器に腐食が生じて、ガスの漏えいやボンベが破裂するおそれがあり、非常に危険です。

今年 5 月 13 日には、長崎県の魚市場において、活魚のいけす用に使われていた酸素ボンベ 1 本が破裂し、市場の天井が大きく崩落して 4 名の方が負傷する事故が発生しました。原因は長年放置されたボンベが塩水などにより腐食したものと疑われています。

このような事故が起こらないよう府内消防本部において「放置ボンベ撲滅」の取組を実施しています。

## 「放置ボンベ撲滅」の取組成果

昨年度、府内において 500 本の放置ボンベを撤去又は是正しました。(表 1)

次に発見場所は、(表 2) で示しているように、工場・作業場だけでなく、その他 C に含まれる一般住宅など様々な場所で見つかっています。

このような状況から、消防が一般住宅への防火指導時や予防広報時の街頭啓発の機会に放置ボンベの危険性を市民に周知していくとともに、関係団体と連携して高圧ガスボンベを使用する事業所に対する啓発活動を継続していくことで、放置ボンベの発見や適正な管理指導を行い、危険な放置ボンベの撲滅に繋げていきたいと考えています。

## マスコットキャラクター「りすポン」

“放置ボンベ撲滅”マスコットキャラクター

「放置ボンベ撲滅」の取組を開始して 3 年目となり、多くの方にこの取組のことを知っていただくことを目的に、この度、「放置ボンベ撲滅」PR 用マスコットキャラクターを制作しました。

このキャラクターの名前は「りすポン」といいます。

大阪市と一般社団法人大阪府専修学校各種学校連合会が締結した連携協定を活用し、学校法人専門学校 H A L 大阪様から提案された多数のデザインから「保安 3 法事務連携機構おおさか」を構成する府内消防本部の投票により決定したものです。今後は、府内の「放置ボンベ撲滅」のための啓発活動にマスコットキャラクター「りすポン」を活用していくのでどうぞよろしくお願ひいたします。





# 「放置ボンベ撲滅」取組成果

取組集計期間 平成 27 年度（平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日）

## 1 ボンベ本数

(表1)

ボンベ数 合計	500	撤去数	382	所有者へ返却	147
				容器管理委員会が回収	50
				所有者以外の販売店が回収	80
				その他 A ※1	105
		管理状況 是正数	118	温度管理	31
				転倒防止	47
				その他 B ※2	47

(注) 温度管理、転倒防止又はその他Bが重複して該当する場合があるため、それらの合計と管理状況是正数は一致しないことがあります。

※1 「その他A」：放置容器の販売経緯が不明のため、現在取引のある高圧ガス販売業者による回収事例がありました。

※2 「その他B」：建物内の保管であったが、シャッターが閉鎖できないため、盗難の恐れがあり、盗難防止に努めるよう管理状態を是正指導した事例がありました。

## 2 発見場所数

(表2)

発見場所数 合計	111	事業所数	97	工場・作業場	38
				飲食店	3
				廃品回収・処分事業所	2
				その他 C ※3	54
		空地・道路・ 河川等数	14		

※3 「その他C」

防災センター・自治会館・ホテル・パチンコ店・下水ポンプ場・空調設備工事事業所  
共同住宅のゴミ置き場・空家・一般住宅内・町内の実行組合敷地・個人所有のガレージ  
自動車教習所・モータープール・倉庫（個人所有、事業所所有、公衆浴場敷地内）

☆高圧ガス販売店の皆様には顧客のボンベ管理状況の把握を、高圧ガス消費事業者の皆様にはボンベの早期返却をお願いします！

☆大阪がより安心・安全なまちとなるように「放置ボンベ撲滅」の取組に皆様のご協力をお願いします！